

【第2回久留米市三潯総合福祉センター指定管理者候補者選定委員会 議事録】

- 日 時 令和6年9月9日(月) 14:00～15:00
- 場 所 久留米市役所301会議室
- 出席者 濱崎裕子委員、坂口さおり委員、野口明仁委員、平井洋一委員、
溝江久美子委員、平尾光位委員(6名全員出席)
- 開催形態 非公開

1. 開会

2. 報告

(1) 第1回選定委員会会議録の確認について

- －事務局より資料1「1回選定委員会会議録」について説明－
《委員より質問・意見なし》

(2) 指定管理者募集に係る質問及び回答

- －事務局より資料2「指定管理者募集に係る質問及び回答」について説明－
《委員より質問・意見なし》

(3) 第1回選定委員会以降の経過報告

- －事務局より資料3「経過報告」について説明－

委員：質問があった団体に対して、申込をしなかった理由等を尋ねているのか。

事務局：市が示している5年間の指定管理料の中では、5年間の指定を継続していくことは難しいとの判断に至ったと聞いている。

委員：この質問はすべて現在の指定管理者を受けている団体からで、他の応募を検討している民間団体からはなかったのか。

事務局：その後の他の団体とのやり取りはなかった。

委員：要項配布時に、窓口へ取りに来られた方や相談はなかったのか。

事務局：事前の電話相談や窓口へ仕様書を取りに来られた団体はなかった。

委員：指定管理料が問題のようだが、どのようなところを見直したら良いか、具体的な聞き取りを行ったのか。

事務局：人件費等の高騰ということを聞いている。

3. 議題

(1) 今後の方針について

- －事務局より資料4-1、4-2「今後の方針」について説明－

委員長：事務局より説明及び今後の選定案の説明について、何かありましたらお願いしたい。

委員長：現行の指定管理者は今年度末までで、来年度以降の指定管理者を募集したが応募がなかった。何らかの形で指定管理者を選びたいと思っている。その中で、再募集と候

補者選定の特例（外郭団体と協議）の 2 つの方法があるが、再募集については、9 ページに書いているように要項や仕様書等を一部変更する必要があり、変更にかかる検討期間や再公募の期間（約 1 か月半）、選定期間等を考えると、引継ぎ期間の確保が難しく、スケジュール的に困難という事務局から説明があった。今回は候補者選定の特例により外郭団体の 2 団体に協議をお願いする形で進めていくという提案があったが、いかがでしょうか。

委 員：現在の指定管理者はどこになっているのか。

事務局：社会福祉協議会です。

委 員：再度、応じられないのか。

事務局：社会福祉協議会を含めて応募がなかったので難しいと思う。

委 員：今回、生きがい健康づくり財団と社会福祉協議会の 2 団体をお願いして、2 つ提出があった場合は、この委員会でどちらにするか選定するのか。

事務局：そのようになる。

委 員：社会福祉協議会は応募しなかった訳だが、条件を変えずに再度お願いをすることになるのか。

事務局：そのようになる。

委 員：1 つ出ても 2 つ出ても選定委員会で選定をすることになるのか。

事務局：書類審査を行った上で、プレゼンテーションを経て候補者を決定することになる。

委 員：もし提出がない場合や最低基準に達しない場合は、非公募や指定期間の延長を行うことになるのか。

事務局：そのようになる。

委 員：生きがい健康づくり財団はどのような判断で選んだのか。

事務局：9 ページの外郭団体一覧のうち、この施設の運営に外郭団体の設立目的が合致するところから選んだ。

委 員：今までの運営実績は社会福祉協議会しかないのか。

事務局：そうです。

委 員：生きがい健康づくり財団を依頼先としてあるが、事務局として候補者になりうる可能性があると考えているのか。

事務局：人の確保の問題はあると思うが、財団として久留米市民の生きがい、健康づくりの事業のノウハウをもつ団体と考えており、求めている業務内容をしっかり説明をさせていただき判断をお願いしたい。

委 員：ネックは人件費なのか。

事務局：それは一つのネックと考えている。

委 員：この 2 団体に希望的なものはあるのか。

事務局：提示している内容をそのまま説明するので、再度業務内容を説明して各団体に判断をお願いすることになる。もし提出がない場合、基準を満たさない場合は非公募や指定期間の延長という次のステップに入っていくことになる。

- 委員：確かに食堂は安く苦勞してあると思うので、なるべく利用するようにしている。
- 委員：仮に非公募や指定期間の延長になった場合、今の仕様書の内容で引き受けてもらうことになるのか。
- 事務局：5年間の金額及び仕様書は変更できないので、非公募は協議の上で決定、指定期間の延長をする場合は、現在の指定期間を1年間延長して、仕様の中身は令和6年度までの仕様により1年延長し、金額については協議のうえと言う形になると思う。
- 委員：金額については協議があるのか。
- 事務局：協議が必要なときは内部で検討し、再度選定委員会の中で報告していくことになる。
- 委員：延長期間は1年間と決まっているのか。
- 事務局：延長期間については、選定委員会の中で1年か2年になるのか、報告していくことになる。また、現指定管理者との協議も必要になると思う。
- 委員：仮に1年間とすると、また、要項を変更して延長期間中に来年の募集を一からすることになるのか。
- 事務局：1年となるとそのようなスケジュールになると思う。
- 委員長：補足すると、指定期間を延長する場合、延長期間の延長の規定は特別ないので、ものもと期間を決めているので、市としても極力短くしたいと思っている。一方で、限度額については議会に諮り、将来の負債になるので、再度、やり直しをして何らかの形で手続きをすることが考えられる。
- 委員長：事務局の提案のとおり今後の指定管理者の選定案については、①の候補者選定の特例により行うことしたい。申込提出の依頼については、外郭団体の久留米市社会福祉協議会及び久留米市生きがい健康づくりへ提出をお願いすることになるが、よろしいか。
- 《全委員了承》

4. その他

－事務局より、資料4－1「(2)今後のスケジュール」について説明－

<日程の再調整について>

- ・次回第3回指定管理者選定委員会について、第1回委員会で10月9日（水）14時からとしていたが、指定管理者再選定のため、会議日程の再調整をさせていただきたい。
- ・本日、机上に会議日程の再調整表を配布しているので9月13日（金）までにFAXで回答をお願いしたい。

閉会